

(新旧对照条文一覽)
(本則)

(本則)

○特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）（第一条関係）	1
○実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）（第二条関係）	1
○商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）（第三条関係）	1
○特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（第四条関係）	1
○特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）（第五条関係）	1
○实用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）（第六条関係）	1
○意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）（第七条関係）	1
○商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）（第八条関係）	1
○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（第九条関係）	1
○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）（第十条関係）	1
○弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）（第十二条関係）	1
○特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十五年政令第三百九十八号）（第十二条関係）	1
○経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（第十三条関係）	1
（附則）	
○意匠法施行令（昭和三十五年政令第十八号）（附則第二項関係）	1
○薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十六年政令第二百六十九号）（附則第三項関係）	1

改 正 案

（削る）

現 行

目次

第一章 在外者の手続の特例（第一条・第二条）
第二章 特許権の存続期間の延長登録（第三条—第十一条）
第三章 審査官、審判官及び審判書記官の資格（第十二条—第
十三条の二）

第四章 工業所有権審議会（第十三条の三）
第五章 主張の制限に係る審決（第十三条の四）

第六章 特許料の減免等（第十四条—第十六条）

第七章 決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例
(第十七条)

附則

第一章 在外者の手続の特例

第一条 (略)
（在外者の手続の特例）

（削る）

（削る）

第一条 (略)
第二条 削除

（延長登録の理由となる処分）

第二章 特許権の存続期間の延長登録

（延長登録の理由となる処分）

第二条	(略)	第三条	(略)
第二条	(略)	(延長登録の出願の期間)	
	(削る)		
	(削る)		
	(審査官の資格)		
第四条	(略)		
第五条	(審判官の資格)		
第六条	(略)		
	(審判書記官の資格)		
	(略)		
	(審査官の資格)		
第十二条	(略)		
第十三条	(審判官の資格)		
第十四条	(審判書記官の資格)		
第十五条	(工業所有権審議会)		
第七条	(略)		
	(主張の制限に係る決定又は審決)		

第五条から第十一条まで	削除	第三章	審査官、審判官及び審判書記官の資格	第三条	(延長登録の出願の期間)
第十二条	(略)			第四条	(略)
第十三条	(略)				
第十四条	(審判書記官の資格)				
第十五条	(工業所有権審議会)				
第十六条	(略)				
第十七条	(略)				
第五章	主張の制限に係る審決				

第八条 特許法第百四条の四第三号の政令で定める決定又は審決

は、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に定める

決定又は審決とする。

一 特許法第百四条の四に規定する訴訟の確定した終局判決が

当該特許権者、専用実施権者又は補償金の支払の請求をした

者の勝訴の判決である場合 当該訴訟において立証された事

実以外の事実を根拠として当該特許が同法第百十四条第二項

の取消決定により取り消されないようにするためのものであ

る決定又は特許無効審判により無効にされないようにするた

めのものである審決

二 特許法第百四条の四に規定する訴訟の確定した終局判決が

当該特許権者、専用実施権者又は補償金の支払の請求をした

者の敗訴の判決である場合 当該訴訟において立証された事

実を根拠として当該特許が同法第百十四条第二項の取消決定

により取り消されないようにするためのものである決定又は

特許無効審判により無効にされないようにするためのもので

ある審決

(削る)

(資力を考慮して定める要件)

第九条 (略)

(減免又は猶予の申請)

第十条 (略)

第十三条の四 特許法第百四条の四第三号の政令で定める審決は

、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に定める審

決とする。

一 特許法第百四条の四に規定する訴訟の確定した終局判決が

当該特許権者、専用実施権者又は補償金の支払の請求をした

者の勝訴の判決である場合 当該訴訟において立証された事

実以外の事実を根拠として当該特許が特許無効審判により無

効にされないようにするためのものである審決

二 特許法第百四条の四に規定する訴訟の確定した終局判決が

当該特許権者、専用実施権者又は補償金の支払の請求をした

者の敗訴の判決である場合 当該訴訟において立証された事

実を根拠として当該特許が特許無効審判により無効にされな

いようするためのものである審決

第六章 特許料の減免等

(資力を考慮して定める要件)

第十四条 (略)

(減免又は猶予の申請)

第十五条 (略)

(特許料の減免)

第十一條 特許庁長官は、第九条第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料については免除し、同項の規定による第四から第十年までの各年分の特許料についてはその金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

2 特許庁長官は、第九条第一号ハ、ニ若しくはホに掲げる要件に該当する者（同号イ又はロに掲げる要件に該当する者を除く。）又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(削る)

(決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例)

第十二條 特許法第百八十四条の二十第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える特許法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		

(特許料の減免)

第十六條 特許庁長官は、第十四条第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料については免除し、同項の規定による第四から第十年までの各年分の特許料についてはその金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

2 特許庁長官は、第十四条第一号ハ、ニ若しくはホに掲げる要件に該当する者（同号イ又はロに掲げる要件に該当する者を除く。）又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

第七章 決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例

第十七條 特許法第百八十四条の二十第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える特許法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		

第一百八十四条並びに第四十二条第一項の規定は

第一百八十四条及び第四十二条第二項の規定は

(略)

(略)

附 則

1
・
2
(略)

(削る)

3 | 1
・
2
(略)
この政令の施行の際現に特許庁において審査官又は審判官である者は、第十二条又は第十三条の規定にかかわらず、それぞれ審査官又は審判官の資格を有するものとみなす。ただし、その者が引き続き審査官又は審判官となる場合に限る。

改 正 案

現 行

（削る）

（手続の補正の期間）

第一条 実用新案法（以下「法」という。）第二条の二第一項ただし書の政令で定める期間は、一月とする。

（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願に係る特例）

第一条 実用新案法（以下「法」という。）第四十八条の十六第五項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）

（登録料の減免又は猶予）

第二条（略）

（特許法施行令の準用）

第三条 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第一条（在外者の手続の特例）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。

2 特許法施行令第四条から第六条まで（審査官、審判官及び審

現 行

（手続の補正の期間）

第二条 法第四十八条の十六第六項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）

（登録料の減免又は猶予）

第三条（略）

（特許法施行令の準用）

第四条 特許法施行令第一条（在外者の手続の特例）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。

2 特許法施行令第三章（審査官、審判官及び審判書記官の資格

判書記官の資格) の規定は、審査官、審判官及び審判書記官の資格に準用する。

3 特許法施行令第七条 (工業所有権審議会) の規定は、登録実用新案についての裁定の手続に準用する。

4 特許法施行令第八条 (主張の制限に係る決定又は審決) の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。この場合において、同条中「決定又は審決」とあるのは「訂正」と、同条各号中「同法第百十四条第二項の取消決定により取り消されないようにするためのものである決定又は特許無効審判」とあるのは「実用新案登録無効審判」と、「審決」とあるのは「实用新案法第十四条の二第一項又は第七項の訂正」と読み替えるものとする。

附 則

1・2 (略)
(削る)

の規定は、審査官、審判官及び審判書記官の資格に準用する。

3 特許法施行令第四章 (工業所有権審議会) の規定は、登録実用新案についての裁定の手続に準用する。

4 特許法施行令第十三条の四 (主張の制限に係る審決) の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。この場合において、同条中「定める審決」とあるのは「定める訂正」と、同条各号中「審決」とあるのは「実用新案法第十四条の二第一項又は第七項の訂正」と読み替えるものとする。

附 則

1・2 (略)

3 | 1・2 (略)
この政令の施行の際現に特許庁において審査官又は審判官である者は、第三項において準用する特許法施行令第十二条又は第十三条の規定にかかわらず、それぞれ審査官又は審判官の資格を有するものとみなす。ただし、その者が引き続き審査官又は審判官となる場合に限る。

改 正 案

（政令で定める特徴）

第一条 商標法第四条第一項第十八号及び第二十六条第一項第五号の政令で定める特徴は、立体的形状、色彩又は音（役務にあつては、役務の提供の用に供する物の立体的形状、色彩又は音）とする。

（新設）

第二条・第三条 （略）

（特許法施行令の準用）

第四条 （略）

2 特許法施行令第四条から第六条まで（審査官、審判官及び審判書記官の資格）の規定は、審査官、審判官及び審判書記官の資格に準用する。

第一条・第二条 （略）

（特許法施行令の準用）

第三条 （略）

2 特許法施行令第三章（審査官、審判官及び審判書記官の資格）の規定は、審査官、審判官及び審判書記官の資格に準用する。

現 行

附 則

1・2 （略）
(削る)

附 則

3 1・2 （略）
この政令の施行の際現に特許庁において審査官又は審判官である者は、第二条第三項において準用する特許法施行令第十二条又は第十三条の規定にかかわらず、それぞれ審査官又は審判官の資格を有するものとみなす。ただし、その者が引き続き審査官又は審判官となる場合に限る。

別表
(略)
(第二条関係)

別表
(略)
(第一条関係)

○特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（第四条関係）

改
正
案

(特許法関係手数料)

特許法第百九十五条第二項（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む。）の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

納付しなければならない者	金額
一〇十 (略)	
十一 特許異議の申立てをする者	一件につき一万六千五百円に一請求項につき二千四百円を加えた額
十二 特許異議の申立てについての審理への参加を申請する者	一件につき二千三百円
十三～十五 (略)	
十六 審判又は再審への参加を申請する者	

(特許法関係手数料)

特許法第百九十五条第二項（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む。）の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

十四	十一 （新設）	（略）	（新設）	（略）										
審判又は再審への参加を申請する者	十一 （略）													金額

(傍線部分は改正部分)

<p>イ 特許法第百四十八条第一項（同法第百七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者</p> <p>ロ 特許法第百四十八条第三項（同法第百七十四条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第百七十四条第一項において準用する同法第百十九条第一項の規定により参加を申請する者</p>	<p>（略）</p>
<p>イ 特許法第百四十八条第一項（同法第百七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者</p> <p>ロ 特許法第百四十八条第三項（同法第百七十四条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第百七十四条第一項において準用する同法第十一号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者</p>	<p>（略）</p>
<p>イ 特許法第百四十八条第一項（同法第百七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者</p> <p>ロ 特許法第百四十八条第三項（同法第百七十四条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第百七十四条第一項において準用する同法第十一号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者</p>	<p>（略）</p>
<p>（実用新案法関係手数料）</p> <p>（実用新案法関係手数料）</p>	<p>（略）</p>

2 実用新案法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

十 審判又は再審への参加を申請する者 イ 実用新案法第四十一条において準用する特許法第百四十八条第一項（実用新案法第四十五条第一項において準用する特許法第百七十四第三項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者 ロ 実用新案法第四十一条において準用する特許法第百四十八条第三項（実用新案法第四十五条第一項において準用する特許法第百七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者	一九 (略)	納付しなければならない者 金額
	(略)	

2 実用新案法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

十 審判又は再審への参加を申請する者 イ 実用新案法第四十一条において準用する特許法第百四十八条第一項（実用新案法第四十五条第一項において準用する特許法第百七十四第二項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者 ロ 実用新案法第四十一条において準用する特許法第百四十八条第三項（実用新案法第四十五条第一項において準用する特許法第百七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者	一九 (略)	納付しなければならない者 金額
	(略)	

3

(略)

(意匠法関係手数料)

意匠法第六十七条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

3

(略)

(意匠法関係手数料)

2 意匠法第六十七条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

3
(略)

(商標法関係手数料)

第四条 商標法第七十六条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

十一 (略)	十 商標法第七十二条第一項の規定により書類又は同法第五条第四項の物件の閲覧又は謄写を請求する者 イ (略) ロ 商標原簿以外の書類又は商標法第五条第四項の物件の閲覧又は謄写を請求する者 者	一九 (略)	納付しなければならない者 金 額
	一件につき千五百円 (略)		

3
(略)

(商標法関係手数料)

第四条 商標法第七十六条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

十一 (略)	十 商標法第七十二条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者 イ (略) ロ 商標原簿以外の書類の閲覧又は謄写を請求する者 者	一九 (略)	納付しなければならない者 金 額
	一件につき千五百円 (略)		

2 商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

八 審判又は再審への参加を申請する者 イ 商標法第五十六条第一項において準用する特許法第一百四十八条第一項（商標法第六十一条において準用する特許法第一百七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者 ロ 商標法第五十六条第一項において準用する特許法第一百四十八条第三項（商標法第六十一条において準用する特許法第一百七十四条第三項において準用する場合を含む。）又は商標法第六十条の二第一項において準用する同法第四十三条の七第	一～七 (略)	納付しなければならない者 金額
	(略)	(略)

2 商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

八 審判又は再審への参加を申請する者 イ 商標法第五十六条第一項において準用する特許法第一百四十八条第一項（商標法第六十一条において準用する特許法第一百七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者 ロ 商標法第五十六条第一項において準用する特許法第一百四十八条第三項（商標法第六十一条において準用する特許法第一百七十四条第二項において準用する場合を含む。）又は商標法第六十条の二第一項において準用する同法第四十三条の七第	一～七 (略)	納付しなければならない者 金額
	(略)	(略)

3	九 (略)	一項の規定により参加を申 請する者
---	----------	----------------------

3	九 (略)	一項の規定により参加を申 請する者
---	----------	----------------------

改 正 案

（登録事項）

第一条 特許に関する登録は、特許法第二十七条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についてする。

一 特許異議の申立てについての確定した決定

二 （略）

三 再審の確定した決定又は確定審決

現 行

（登録事項）

第一条 特許に関する登録は、特許法第二十七条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についてする。

（新設）

一 （略）

二 再審の確定審決

（予告登録）

第三条 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。

一・二 （略）

三 特許異議の申立てがあつたとき。

四・五 （略）

（予告登録）

第三条 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。

一・二 （略）

三・四 （新設）

（略）

（特許原簿の範囲）

第九条 （略）

2 （略）

3 特許異議の申立てについての決定、審判の審決又は再審の決定若しくは審決の原本により、第一条各号に掲げる事項について、特許登録原簿又は特許関係拒絶審決再審請求原簿にその決定又は審決の要旨の登録をしたときは、その原本（特例法の規定により決定又は審決の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合は、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定

第九条 （略）

2 （略）

（特許原簿の範囲）

3 審決の原本により、第一条各号に掲げる事項について、特許登録原簿又は特許関係拒絶審決再審請求原簿にその審決の要旨の登録をしたときは、その原本（特例法の規定により審決の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合は、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、特許登録原簿又は特許関係拒絶審決再審請求原

録)は、次条第一項の規定の適用を除き、特許登録原簿又は特許関係拒絶審決再審請求原簿の一部とみなす。

簿の一部とみなす。

(職権による登録)

第十六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしなければならない。

一 (略)

二 特許異議の申立て、審判又は再審による明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正

三(八) (略)

九 特許異議の申立てについての確定した決定

十 (略)

十一 再審の確定した決定又は確定審決

(予告登録の嘱託)

第二十五条 裁判所書記官は、第三条第一号又は第二号の訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を特許庁に嘱託するものとする。

(削る)

(職権による予告登録)

第二十六条 特許庁長官は、特許異議の申立て又は特許無効審判、延長登録無効審判、訂正審判若しくは再審の請求があつたときは、職権で予告登録をしなければならない。

(職権による登録)

第十六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしなければならない。

一 (略)

二 審判又は再審による明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正

三(八) (略)

九 (新設)

十 再審の確定審決

(予告登録の嘱託)

第二十五条 裁判所書記官は、第三条第一号又は第二号に掲げる訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を特許庁に嘱託するものとする。

第二十六条 削除

(職権による予告登録)

第二十七条 特許庁長官は、第三条第三号又は第四号に掲げる請求があつたときは、職権で予告登録をしなければならない。

第五十四条 第一審裁判所の裁判所書記官は、第三条第一号若しくは第二号の訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に對して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を證明する書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。

2 特許庁長官は、特許異議の申立て又は特許無効審判、延長登録無効審判、訂正審判若しくは再審の請求について、特許異議申立書若しくは請求書を却下した決定が確定したとき、申立て若しくは請求を却下し、若しくは特許を維持すべき旨の決定若しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、又は申立て若しくは請求の取下げがあつたときは、職権で予告登録の抹消をしなければならない。

3 (略)

第五十四条 第一審裁判所の裁判所書記官は、第三条第一号若しくは第二号に掲げる訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に對して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を證明する書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。

2 特許庁長官は、第三条第三号又は第四号に掲げる請求について、請求書を却下した決定が確定したとき、請求を却下し、若しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、又は請求の取下げがあつたときは、職権で予告登録の抹消をしなければならない。

3 (略)

改 正 案

目次

第一章 総則（第一条—第二条）
第二章 実用新案原簿及び閉鎖実用新案原簿（第三条—第五条）
第三章 登録の手続（第六条—第七条）
附則

（仮登録）

第一条の二 仮登録は、次に掲げる場合にするものとする。
一 登録の申請に必要な手続上の要件が具備しないとき。
二 実用新案権若しくは専用実施権若しくはこれらの権利を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅に関して請求権を保全しようとするとき、又はその請求権が始期付き若しくは停止条件付きであるときその他将来において確定すべきものであるとき。

（予告登録）

第一条の三 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。
一 登録の原因の無効又は取消しによる登録の抹消又は回復の訴えが提起されたとき。ただし、登録の原因の無効又は取消しをもつて善意の第三者に対抗することができる場合に限る。

現 行

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 実用新案原簿及び閉鎖実用新案原簿（第三条—第五条）
第三章 登録の手続（第六条・第七条）
附則

（新設）

（新設）

- 二 実用新案法第十七条の二第一項の規定による請求に係る訴えが提起されたとき。
- 三 実用新案登録無効審判の請求があつたとき。
- 四 再審の請求があつたとき。

(付記登録)

- 第一条の四 次に掲げる事項の登録は、付記によつてする。
- 一 登録名義人の表示の変更又は更正
- 二 第七条において準用する特許登録令（昭和三十五年政令第39号）第四十一条第一項に規定する登録の更正（登録名義人の表示の更正を除く。）
- 三 質権の移転又は信託による質権についての変更
- 四 一部が抹消された登録の回復

(新設)

- 第一条の五 次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者的承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の勝本若しくは抄本を添付した場合に限り、付記によつてする。
- 一 実用新案権以外の権利の変更（信託による実用新案権以外の権利についての変更を除く。）
- 二 登録の更正（登録名義人の表示の更正及び第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項に規定する登録の更正を除く。）

(特許登録令の準用)

- 第一条 特許登録令第六条から第八条の二まで（順位）の規定は

(特許登録令の準用)

- 第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条（第

、実用新案に関する登録に準用する。

三号を除く。）、第三条、第四条（第二号を除く。）及び第五条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、実用新案に関する登録に準用する。この場合において、同令第三条第二号中「特許法第七十四条第一項」とあるのは「実用新案法第十七条の二第一項」と、同令第三号中「特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判」とあるのは「実用新案登録無効審判」と、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「実用新案登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、「及び仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは「を除く」と、同令第五条第二号中「、仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び実用新案登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。

（予告登録の嘱託）

第六条の二 裁判所書記官は、第一条の三第一号又は第二号の訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を特許庁に嘱託するものとする。

（職権による予告登録）

第六条の三 特許庁長官は、実用新案登録無効審判又は再審の請求があつたときは、職権で予告登録をしなければならない。

（予告登録の抹消）

（新設）

第六条の四 第一審裁判所の裁判所書記官は、第一条の三第一号

若しくは第二号の訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明する書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。

2 特許庁長官は、实用新案登録無効審判又は再審の請求について、請求書を却下した決定が確定したとき、請求を却下し、若しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、又は請求の取下げがあつたときは、職権で予告登録の抹消をしなければならない。

3 特許庁長官は、前二項に規定するもののほか、登録の原因の無効又は取消しにより登録の抹消又は回復をしたときその他予告登録の原因となつた事実が消滅したときは、職権で予告登録を抹消しなければならない。

(特許登録令の準用)

第七条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条から第三十七条まで、第三十八条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第五十三条まで、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の四（第二項を除く。）並びに第五十五条の五から第六十九条まで（登録の手続）の規定は、实用新案に関する登録の手続に準用する。この場合において、同令第二十三条第二

（新設）

(特許登録令の準用)

第七条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条から第三十七条まで、第三十八条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第五十三条まで、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の四（第二項を除く。）並びに第五十五条の五から第六十九条まで（登録の手続）の規定は、实用新案に関する登録の手続に準用する。この場合において、同令第二十三条第二

「実用新案法第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「実用新案法第二条の五第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十七条第一号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「実用新案登録番号」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「実用新案法第二十六条において準用する特許法第七十三条第二項（実用新案法第十八条第三項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十七条第二項中「特許法第七十三条第一項」とあるのは「実用新案法第三十一条第一項」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許法第三十一条第一項」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「実用新案登録番号」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「実用新案法第二十五条第一項」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「実用新案登録原簿」と読み替えるものとする。」

項中「特許法第十五条」とあるのは「実用新案法第二条の五第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十八条第一号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「実用新案登録番号」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「実用新案法第二十六条において準用する特許法第七十三条第二項（実用新案法第十八条第三項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「実用新案法第三十一条第一項」と、同令第三十七条第二項中「特許法第七条第一項」とあるのは「実用新案法第三十二条第一項」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「実用新案登録番号」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「実用新案法第二十五条第一項」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「実用新案登録原簿」と読み替えるものとする。

改 正 案

目次

第一章	総則（第一条—第二条）
第二章	意匠原簿及び閉鎖意匠原簿（第三条—第五条）
第三章	登録の手続（第六条—第七条）
附則	

（仮登録）

第一条の二 仮登録は、次に掲げる場合にするものとする。

- 一 登録の申請に必要な手続上の要件が具備しないとき。
- 二 意匠権若しくは専用実施権若しくはこれらの権利を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅に關して請求権を保全しようとするとき、又はその請求権が始期付き若しくは停止条件付きであるときその他将来において確定すべきものであるとき。

（予告登録）

第一条の三 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。

- 一 登録の原因の無効又は取消しによる登録の抹消又は回復の訴えが提起されたとき。ただし、登録の原因の無効又は取消しをもつて善意の第三者に対抗することができる場合に限る。

（新設）

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	意匠原簿及び閉鎖意匠原簿（第三条—第五条）
第三章	登録の手続（第六条・第七条）
附則	

現 行

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	意匠原簿及び閉鎖意匠原簿（第三条—第五条）
第三章	登録の手続（第六条・第七条）

が提起されたとき。

三 意匠登録無効審判の請求があつたとき。

四 再審の請求があつたとき。

(付記登録)

第一条の四 次に掲げる事項の登録は、付記によつてする。

- 一 登録名義人の表示の変更又は更正
- 二 第七条において準用する特許登録令（昭和三十五年政令第39号）第四十一条第一項に規定する登録の更正（登録名義人の表示の更正を除く。）
- 三 質権の移転又は信託による質権についての変更
- 四 一部が抹消された登録の回復

(新設)

第一条の五 次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者的の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の勝本若しくは抄本を添付した場合に限り、付記によつてする。

- 一 意匠権以外の権利の変更（信託による意匠権以外の権利についての変更を除く。）

- 二 登録の更正（登録名義人の表示の更正及び第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項に規定する登録の更正を除く。）

(特許登録令の準用)

第二条 特許登録令第六条から第八条の一まで（順位）の規定は、意匠に関する登録に準用する。

(特許登録令の準用)

第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条（第三号を除く。）、第三条、第四条（第二号を除く。）及び第五

条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、意匠に関する登録に準用する。この場合において、同令第三条第二号中「特許法第七十四条第一項」とあるのは「意匠法第二十六条の二第一項」と、同令第三号中「特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判」とあるのは「意匠登録無効審判」と、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「意匠登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、「及び仮專用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは「を除く」と、同令第五条第二号中「仮專用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び意匠登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。

（予告登録の嘱託）

第六条の二 裁判所書記官は、第一条の三第一号又は第二二号の訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を特許庁に嘱託するものとする。

（職権による予告登録）

第六条の三 特許庁長官は、意匠登録無効審判又は再審の請求があつたときは、職権で予告登録をしなければならない。

（専用実施権の設定等の登録の申請）

第六条の四 （略）

（新設）

（新設）

（専用実施権の設定等の登録の申請）

第六条の二 （略）

(予告登録の抹消)

第六条の五 第一審裁判所の裁判所書記官は、第一条の三第一号若しくは第二号の訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明する書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。

2 特許庁長官は、意匠登録無効審判又は再審の請求について、請求書を却下した決定が確定したとき、請求を却下し、若しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、又は請求の取下げがあつたときは、職権で予告登録の抹消をしなければならない。

3 特許庁長官は、前二項に規定するもののほか、登録の原因の無効又は取消しにより登録の抹消又は回復をしたときその他予告登録の原因となつた事実が消滅したときは、職権で予告登録を抹消しなければならない。

(特許登録令の準用)

第七条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第五十三条まで、第五十五条から第五十五条の三まで、第五

(新設)

(特許登録令の準用)

第七条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第五十五条の三まで、第五十五条の四（第二項を除く

十五条の四（第二項を除く。）並びに第五十五条の五から第六十九条まで（登録の手続）の規定は、意匠に関する登録の手続に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「意匠法第六十八条第二項において準用する特許法第十五条」とある。同令第二十七条第一号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「意匠登録番号」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「意匠法第三十六条において準用する特許法第七十三条第二項（意匠法第七十三条第二項）（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とある。同令第三十七条第二項（意匠法第二十七条第四項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）と、同令第三十七条第二項中「特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。」とあるのは「意匠法第四十二条第一項」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「意匠登録番号」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「意匠法第三十五条第一項」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「意匠登録原簿」と読み替えるものとする。

。）並びに第五十五条の五から第六十九条まで（登録の手続）の規定は、意匠に関する登録の手続に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「意匠法第六十八条第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十八条第一号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「意匠登録番号」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「意匠法第三十六条において準用する特許法第七十三条第二項（意匠法第七十三条第二項）（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とある。同令第三十七条第二項（意匠法第二十七条第四項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）と、同令第三十七条第二項中「特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。」とあるのは「意匠法第四十二条第一項」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「意匠登録番号」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「意匠法第三十五条第一項」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「意匠登録原簿」と読み替えるものとする。

改 正 案

（商標原簿の範囲）

第三条（略）

2 商標権（国際登録に基づく商標権を除く。）について、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものは、次条第一項の規定の適用を除き、商標登録原簿の一部とみなす。

一 商標法第五条第三項の規定により商標登録を受けた場合
同項に規定する標準文字により現した商標

二 商標法第五条第四項の規定により商標登録を受けた場合
願書に記載した商標並びに同項の記載及び物件

三 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下この条において「特例法」という。）の規定により商標登録を受けた商標が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合（商標法第五条第四項の記載が記録されている場合を含む。）当該ファイルの記録

四 前三号に掲げる場合以外の場合 願書に記載した商標

3 国際登録に基づく商標権について、商標法第五条第四項の規定により同項の物件を願書に添付して商標登録を受けた場合に

は、同項の物件は、次条第一項の規定の適用を除き、商標登録原簿の一部とみなす。

4 登録異議の申立てについての決定、審判の審決又は再審の決定若しくは審決の原本により、第一条第一項各号に掲げる事項につい

現 行

（商標原簿の範囲）

第三条（略）

2 商標登録を受けた商標であつて願書に記載したもの（商標法第五条第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したもの。工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下この条において「特例法」という。）の規定により商標登録を受けた商標が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、商標登録原簿の一部とみなす。

（新設）

3 登録異議の申立てについての決定、審判の審決又は再審の決定若しくは審決の原本により、第一条第一項各号に掲げる事項につい

について、商標登録原簿又は商標関係拒絶審決再審請求原簿にその決定又は審決の要旨の登録をしたときは、その原本（特例法の規定により決定又は審決の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、商標登録原簿又は商標関係拒絶審決再審請求原簿の一部とみなす。

（削る）

（特許登録令の準用）

第十条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条から第三十六条まで、第三十七条规定第一項及び第二項、第三十八条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第三十九条から第四十二条まで、第四十三条第一項及び第二項、第四十六条から第五十三条まで、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の四（第二項を除く。）並びに第五十五条の五から第六十九条まで（登録の手続）の規定は、商標に関する登録の手続に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「商標法第七十七条第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十七条中「一 特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「一 商標登録の登録番号又は商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、「六

〔六 登録の目的〕

登録の目的」とあるのは 七 商標法第二十四条第一項の規定

て、商標登録原簿又は商標関係拒絶審決再審請求原簿にその決定又は審決の要旨の登録をしたときは、その原本（特例法の規定により決定又は審決の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、商標登録原簿又は商標関係拒絶審決再審請求原簿の一部とみなす。

4 | 国際登録に基づく商標権については、第二項の規定は、適用しない。

（特許登録令の準用）

第十条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条规定第一項及び第二項、第三十八条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第三十九条から第四十二条まで、第四十三条第一項及び第二項、第四十六条から第五十三条まで、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の四（第二項を除く。）並びに第五十五条の五から第六十九条まで（登録の手続）の規定は、商標に関する登録の手続に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「商標法第七十七条第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十八条中「一 特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「一 商標登録の登録番号又は商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、「六

〔六 登録の目的〕

登録の目的」とあるのは 七 商標法第二十四条第一項の規定

による商標権の分割の登録を申請するときは、その分割に係る規定による移転の登録を申請するときは、その移転に係る指定

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 と、同令第商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

三十条第二号中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、同号イ中「同盟国又は加盟国」とあるのは「同盟国、加盟国又は締約国」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第三十五条において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。」

十三条第二項（商標法第三十条第四項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）と、同令第三十七条第二項中「特許権の設定の登録は、特許法第一百一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料」とあるのは「商標権（商標法第六十八条の二十に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）及び同法第六十八条の三十五の規定により設定の登録をすべき商標権を除く。）又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録又は存続期間を更新した旨の登録は、同法第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の二第一項若しくは第二項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定による登録料」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 と、同令第商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

三十条の二第二号中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、同号イ中「同盟国又は加盟国」とあるのは「同盟国、加盟国又は締約国」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第三十五条において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。」

同令第三十七条第二項中「特許権の設定の登録は、特許法第一百一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料」とあるのは「商標権（商標法第六十八条の二十に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）及び同法第六十八条の三十五の規定により設定の登録をすべき商標権を除く。）又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録又は存続期間を更新した旨の登録は、同法第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の二第一項若しくは第二項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定による登録料」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係

る特許出願の表示)」とあるのは「商標登録の登録番号若しくは商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「商標法第三十四条第一項」と、同令第五十五条の四第一項中「又はこれを目的とする質権」とあるのは「若しくは通常使用権又はこれらの権利を目的とする質権」と、同令第六十二条第一項中「特許権その他特許に関する権利の移転の登録」とあるのは「商標権その他商標に関する権利(国際登録に基づく商標権を除く。)の移転の登録又は国際登録に基づく商標権に係る商標信託原簿の登録」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「商標登録原簿」と読み替えるものとする。

に係る特許出願の表示)」とあるのは「商標登録の登録番号若しくは商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「商標法第三十四条第一項」と、同令第五十五条の四第一項中「又はこれを目的とする質権」とあるのは「若しくは通常使用権又はこれらの権利を目的とする質権」と、同令第六十二条第一項中「特許権その他特許に関する権利の移転の登録」とあるのは「商標権その他商標に関する権利(国際登録に基づく商標権を除く。)の移転の登録又は国際登録に基づく商標権に係る商標信託原簿の登録」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「商標登録原簿」と読み替えるものとする。

改 正 案

別表第二（第五条、第五条の二関係）

一〇四〇（略）

四十一 弁理士が行う弁理士法（平成十二年法律第四十九号）
第四条、第五条第一項、第六条又は第六条の二第一項に規定する役務の提供及び同法第三十七条第一項に規定する特許業務法人が行う同法第四十条に規定する業務として行う役務の提供又は同法第四十一条に規定する役務の提供

四十二〇四十九（略）

現 行

別表第二（第五条、第五条の二関係）

一〇四〇（略）

四十一 弁理士が行う弁理士法（平成十二年法律第四十九号）
第四条、第五条第一項、第六条又は第六条の二第一項に規定する役務の提供及び同法第三十七条に規定する特許業務法人が行う同法第四十条に規定する業務として行う役務の提供又は同法第四十一条に規定する役務の提供

四十二〇四十九（略）

改 正 案	現 行
<p>（手数料）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第十八条第二項本文の政令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める金額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>3 法第十八条第二項の表一の項の第四欄に掲げる政令で定める金額は、特許協力条約に基づく規則第十五規則に規定する国際出願手数料として経済産業省令で定める金額とする。</p> <p>4 法第十八条第二項の表二の項の第四欄に掲げる政令で定める金額は、特許協力条約に基づく規則第十六規則に規定する調査手数料として経済産業省令で定める金額に前項に規定する金額を合算して得た額とする。</p> <p>5 法第十八条第二項の表三の項の第四欄に掲げる政令で定める金額は、特許協力条約に基づく規則第五十七規則に規定する取扱手数料として経済産業省令で定める金額とする。</p> <p>6（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（手数料）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第十八条第二項の政令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める金額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>3 法第十八条第二項の政令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める金額とする。</p>
<p>（審査官の資格）</p> <p>第四条 特許法施行令第四条の規定は、国際調査及び国際予備審査に係る審査官の資格に準用する。</p> <p>（審査官の資格）</p> <p>第四条 特許法施行令第十二条の規定は、国際調査及び国際予備審査に係る審査官の資格に準用する。</p>	

○弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（弁理士又は特許業務法人でない者が作成を業とすることができない書類等）

第八条 法第七十五条の政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 特許異議の申立て又は登録異議の申立てに係る申立書、意見書及び訂正の請求書

三 (一) (略)

2 (略)

（弁理士又は特許業務法人でない者が作成を業とすることができない書類等）

第八条 法第七十五条の政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 商標に関する登録異議の申立てに係る申立書、意見書及び訂正の請求書

三 (一) (略)

2 (略)

○特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十五年政令第三百九十八号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則

（特許法等関係手数料令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 特許法等の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する一部施行日（以下単に「一部施行日」という。）前にした特許出願（一部施行日以後にする特許出願であつて、特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第四十四条第二項（同法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定により一部施行日前にしたものとみなされるもの（以下「一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願」という。）を除く。）に係る手数料については、第五条の規定による改正前の特許法等関係手数料令第一条第二項の表第一号から第四号まで及び第六号並びに附則第三項の規定は、なおその効力を有する。

附 則

（特許法等関係手数料令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 特許法等の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する一部施行日（以下単に「一部施行日」という。）前にした特許出願（一部施行日以後にする特許出願であつて、特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第四十四条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により一部施行日前にしたものとみなされるもの（以下「一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願」という。）を除く。）に係る手数料については、第五条の規定による改正前の特許法等関係手数料令第一条第二項の表第一号から第四号まで及び第六号並びに附則第三項の規定は、なおその効力を有する。

改 正 案

（審判部の所掌事務）

第一百四十二条 審判部は、工業所有権に関する審判並びに特許異議及び登録異議に関する事務をつかさどる。

現 行

（審判部の所掌事務）

第一百四十二条 審判部は、工業所有権に関する審判及び商標に関する登録異議に関する事務をつかさどる。

改 正 案

1 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第一条（在外者の手続の特例）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。

2 特許法施行令第四条から第六条まで（審査官、審判官及び審判書記官の資格）の規定は、審査官、審判官及び審判書記官の資格に準用する。

3 特許法施行令第七条（工業所有権審議会）の規定は、登録意匠又はこれに類似する意匠についての裁定の手続に準用する。

附 則

1・2 （略）
(削る)

現 行

1 特許法施行令第一条（在外者の手続の特例）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。

2 特許法施行令第三章（審査官、審判官及び審判書記官の資格）の規定は、審査官、審判官及び審判書記官の資格に準用する。

3 特許法施行令第四章（工業所有権審議会）の規定は、登録意匠又はこれに類似する意匠についての裁定の手続に準用する。

附 則

1・2 （略）

3 | 1・2 （略）

この政令の施行の際現に特許庁において審査官又は審判官である者は、第三項において準用する特許法施行令第十二条又は第十三条の規定にかかわらず、それぞれ審査官又は審判官の資格を有するものとみなす。ただし、その者が引き続き審査官又は審判官となる場合に限る。

○薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十六年政令第二百六十九号）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則

（特許権の存続期間の延長登録の出願に関する経過措置）

第五条 （略）

（略）

3 この政令の施行後にして特許権の存続期間の延長登録の出願

であつて、次に掲げる处分に係るものに係る特許法施行令第二
条第二号の規定の適用については、同号中「次に掲げる处分」
とあるのは、「次に掲げる处分及び薬事法等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令
(平成二十六年政令第二百六十九号) 附則第五条第三項各号に
掲げる处分」とする。

一・二 （略）

附 則

（特許権の存続期間の延長登録の出願に関する経過措置）

第五条 （略）

（略）

3 この政令の施行後にして特許権の存続期間の延長登録の出願

であつて、次に掲げる处分に係るものに係る第七条の規定によ
る改正後の特許法施行令第三条第二号の規定の適用については
、同号中「次に掲げる处分」とあるのは、「次に掲げる处分及
び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備
等及び経過措置に関する政令（平成二十六年政令第二百六十九
号）附則第五条第三項各号に掲げる处分」とする。

一・二 （略）